

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―二八―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬四百四十六番 外 七十五筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千八百四十八・六七立方メートル